

## 平成 29 年度 第 4 回赤穂市障害者自立支援協議会

- 1 開催日時：平成 29 年 11 月 29 日（水）13:30～15:00
- 2 開催場所：赤穂市役所 2 階 204 会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員  
小寺康雄、岡田憲明、深井光浩、木村佳史、長谷部隆司、富田千賀、中川裕美子、小田正勝、清水洋子（代理人）、河本学（代理人）、勝原建夫、前田智子
  - (2) 委員外  
濱本さとみ（西播磨圏域コーディネーター）  
大内賢人（赤穂市障がい者福祉長期計画策定業務委託事業者）
  - (3) 事務局  
西田健康福祉部長、松本社会福祉課長、宍戸障がい福祉係長、児島柳井里映（赤穂市障がい者基幹相談支援センター相談員）
- 4 協議事項
  - 1) 手話言語条例（案）について【資料 1】
  - 2) 赤穂市ヘルプカードについて【資料 2】
  - 3) 赤穂市障がい者福祉計画（案）について
    - ① 計画案について【事前配布資料 1、2】【資料 3-1、3-2】
    - ② パブリックコメントの実施について【資料 3-3】
- 5 情報提供・意見交換
- 6 閉会

事務局            それでは時間が参りましたので、ただいまより、平成 29 年度第 4 回赤穂市障害者自立支援協議会を開会いたします。

（欠席者・職務代理者紹介、資料確認）

何かが質問ありますでしょうか。

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

会長よりごあいさつをお願いします。

会長            皆さん、こんにちは。

本日は何かとお忙しい中、第 4 回協議会にご参加いただきましてありがとうございます。赤穂市障がい者福祉長期計画の素案につきましては、皆様のおかげで前回、第 3 回の委員会ではほぼ素案がまとまっております。本日は、パブリックコメントにかける前の素案ということで、最終の整理をしていきたいと考えております。計画案の審議に入ります前に、レジュメにもご提案させていただいておりますが、市のほうで来年の 2 月に提案予定の手話言語条例案について協議、それから赤穂市ヘルプカードについての協議をお願いしたいと思います。その後、計画素案の審議と

いう段取りで進めていきたいと思います。それでは、ご審議の方よろしくお願いたします。

会長            ありがとうございました。

それでは、この後の進行につきましては、本協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、会長のほうに進行をお願いしたいと思います。

議長            それでは、ここからは私のほうで会の進行をさせていただきます。

では、初めに、手話言語条例について事務局よりご説明よろしくお願いたします。

事務局          それでは、資料1を元にご説明させていただきます。

まず、手話言語条例を制定するにあたりまして、今現在、本市における、意思疎通支援事業、主に手話が中心になりますが、意思支援疎通事業に現状について、別添1を基に担当からご説明をさせていただきます。

事務局          赤穂市の意思疎通支援事業についてです。まず、意思疎通支援事業は、この一番上の設置と派遣というものになります。手話通訳士の設置ですが、赤穂市では平成17年度から、臨時職員1名を配置しており、窓口対応や今から説明させていただく下記の業務対応、事務を行っております。2番目が手話通訳者・要約筆記者の派遣事業をいうのを行っております。この表には平成27年度からの3年間分を掲載しておりますが、ご覧のように、108件から180件と増加が激しくなっております。平成18年が、43件で51人147時間であり、10年で約4、5倍の派遣となっております。これは、一番目には医療機関に行くときの件数が一番多く、学校の参観日などに派遣している通訳者が2番目に多いです。その他に、他の部所からの依頼も増えてきておりまして、そのあたりの意識が少しずつ変わってきており、聞こえない方の社会参加が進んでいるところで増えてきているということがわかります。

その二つが意思疎通支援事業ということで、それ以外の手話に関する業務ですが手話奉仕員養成講座が平成25年度から、厚生労働省のカリキュラムから入門課程、基礎課程を行っております。ご覧の通り、毎年約15人の修了者を出しております。この方たちが、その後の手話通訳者の県のほうの養成講座に参加していただいて、登録の通訳を目指していただいているところです。その他のところですが、啓発という部分で、聞こえない方とのコミュニケーションというテーマで、手話とか、手話以外でのコミュニケーション方法などの聞こえない方の生活を理解してもらうための啓発として、民生委員やボランティア、企業からの依頼もありました。また、お寺の住職の集まりにも呼んでいただき、聞こえない方のお宅に行った時にどうす

ればいいかというお話をさせていただいたこともあります。

個別相談というのは日常生活上の悩みや各種相談を窓口に聞きまして、そこから専門のところにつないだり、通訳者に手配などを行ったりしております。また、聞こえない方だけのご家庭の場合は何かの予約をするために、簡単な電話も自分ではできないので、電話をかけてほしいという 2、3 分の依頼のために窓口に来られる方もいらっしゃいます。

その次の総合学習等手話学習研修、これは、市内各小学校全校と、赤穂中学校、赤穂高校に毎年依頼を受け、行かせていただいております。

最後に、これは人事課のほうで行っていることなのですが、職員手話研修をいうのを、毎年新人職員に対して、3 回の講座で行っております。こういう研修は、できるだけ当事者と行かせていただき、啓発をさせていただいております。

事務局

続きまして、資料 1 にお戻りいただきたいのですが、資料 1 の 2 をご覧ください。手話言語条例の位置づけというところのご説明をさせていただきます。先ほどの説明がありましたように、本市におきましては、他市に先駆けまして、手話通訳士を設置や手話に関しての事業というのを数年前から積極的に取り組んでおります。今回の条例制定は、それら個々の施策について、更に推進していこう、そして両者の理解を深める上で、後ろ盾となる位置づけの条例を制定するものでございます。いわば、一つ一つのものを入れる箱がない状況ですのでその箱を市として用意しようというものになります。国におきましては、手話言語法制定の意見書というのが、全国すべての市区町村で採択をされておまして、国でも手話言語法制定に向けての動きがあるものと思われま。

その動きを見越しても、今回の条例制定は必要となるということですが、資料 1-3 を見ていただきたいのですが、兵庫県内の各市の動向というところで、全 29 市中、すでに 17 市が策定済み、たつの市は、平成 30 年 4 月 1 日の施行ということが決まっております。検討中が、尼崎市、朝来市の 2 市なので、19 市が策定及び策定予定という状況ということ見ても、本市でもこのタイミングの制定が必要ではないかという判断の材料の一つにしております。

続いて、資料 1 の 4 ですが、手話言語条（案）についてということで、合わせて別添 2 をご覧ください。赤穂市みんなの和を広げる手話言語条例（案）という名称をつけさせていただいております、これは後程、ご説明させていただきます。当事者の方に集まっていただき意見交換会を先日開いたのですが、その中でどんな名称がいいかを考えていただいた意見がありまして、その方向で検討させていただいた

らと思っております。条例の前文につきましては、全日本ろうあ連盟の「手話言語法を制定することの意見書」や他市の事例を参考に作成しております。

前文部分におきましては、話の過去の歴史から始まり、障害者権利条約や障害者基本法において、「手話が言語として明確に位置づけられた」ことを明記しております。

第1条は目的です。本条例において基本理念や施策の基本的事項を定め、全ての市民がお互いを理解し、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すことを大きな目的としています。

第2条では、基本理念です。心豊かに共生できる地域社会の実現、手話への理解の促進、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築する、手話による意思疎通の権利を尊重する、ことを明記しております。

第3条では市の責務、ろう者が日常生活を円滑に営めるよう必要な配慮を行う、手話の普及利用促進に関する施策を推進することを明記しております。

第4条は市民の役割、理解を深め市が推進する施策に協力することを明記しております。

第5条は事業者の役割、理解を深め市が推進する施策に協力すること、意思疎通手段の活用でろう者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境を整備することを明記しております。

第6条は、施策の推進方針ということで(1)から(5)までございます。

(1)ろう者に対する理解促進手話の普及では、学校での総合学習、手話研修の開催等を想定しております。

(2)手話による情報を取得する機会の拡大のための施策では、動画による情報発信、イベント等での手話通訳者の派遣、緊急時の派遣体制の検討、情報通信技術を活用した手話通訳サービス等を想定しております。

(3)手話が使いやすい環境整備では、手話を使うことが当たり前になるよう啓発、派遣事業の充実、ろう者への相談体制の充実等を想定しております。

(4)手話通訳者の確保、処遇改善、養成では、設置通訳者の確保、手話奉仕員の養成等を想定しております。また、障がい者福祉長期計画との調和、施策の実施にあたって、ろう者等の意見を反映させるための必要な措置を講ずることを明記しております。

第7条は、学校等における理解の促進ということで、手話に接する機会の提供、手話に親しむための取り組みを通じて、理解の促進と手話の普及に努めることを明記しております。

第8条では、施策の推進のための必要な財政上の措置を講ずるよう努めること、

を明記しております。

以上が、別添2の条例案についての説明になります。

資料1の5をご覧ください。手話言語条例(案)に関する意見交換会についてということで、別添3が先日の意見交換会の内容をまとめたものとなります。11月24日のこちらの会議室のほうで、ろう者で日常的に手話を使用している方や登録手話通訳者、手話サークル等にご案内しまして、当日は合計12名の方にご出席をいただいて、いろいろな意見をお伺いしております。

その中での意見内容ですが、(1)手話言語条例に関してというところで「①手話やろう者を知らずに市民にも、なぜこの条例を定めるのか、分かりやすくホームページなどで説明してほしい。」というご意見がございました。こちらについては、もっともな意見ですので、ホームページなどで分かりやすい説明を掲載や、他市でも実施しているような動画サイトを活用した条例説明を行ってはどうかという意見がございましたので、そういう意見を尊重いたしまして、作成する方向で検討するという方向となりました。具体的には、例えば、当事者の方が出演したりなど、今後当事者の方主体で検討していくといったことを考えております。

「②施策の推進にあたっては、「ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くためこれらの者との協議の場を設けなくてはならない」と明記してほしい。」といった意見がございました。こちらは、先ほどの条例案の第6条におきまして、「施策の実施にあたっては、ろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を反映させるために必要な処置を講ずる」ということしておりますので、その必要な処置の中で検討するというようにしたいと思っております。

「③「学校教育の場にて、手話が必要な児童生徒に対し、手話による学習支援に努めるものとする。」と明記してほしい。」というご意見がございました。こちらにつきましては、学校での通訳を朝から夕方まで担っていただけるような手話通訳者等の養成というのが今後必要になってきます。少しでも要望に応えられるようにしたいのですが、第8条にあるような財政処置が今後の課題となります。あとは、学校の教員も手話を学びまして聴覚障害に関わる必要があると思いうという回答をさせていただいております。財政処置に関しましては、今後も財政課等とも相談しまして、今後の検討課題としたいと思っております。

「④「赤穂市手話言語条例」の名称が堅苦しい。」というご意見がありまして、先ほども言いました通り、出席者全員で意見を出し合いまして、最終的に表題につけさせていただきました、「赤穂市みんなの和を広げる手話言語条例」ということで意見がまとまりました。こちらにつきましては、この方向で行政課のほうでも確認が取れております。

「(2)その他」につきましては、「①市民病院に通訳者を設置してほしい。」というご意見、「②家で市役所と会話できるような仕組みを作ってほしい。」、「③手話奉仕員養成や各種研修が担えるろう講師の養成をしてほしい。」といったようなご意見がございましたので、今後調整をしていきたいと思っております。

最後に今後の方向ですが、本日、こちらの協議会のほうでご説明させていただいて、事務局で修正を加えさせていただいた上で、2月の議会のほうに上程したと考えております。

今後のスケジュールといたしまして、2月に議会のほうに上程させていただき、順々にいけば、4月1日から条例の施行、また、市民の方への周知ということで4月10日の広報あこうやホームページ、その他の手段によって市民の方への周知を図っていきたくと考えております。

説明は以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただ今の手話言語条例につきまして、説明がありましたが、何か皆さんのほうでご質問はありますでしょうか。

本日提案したばかりで十分で理解ができていない部分もあるかと思いますが今の説明等で何かご質問はありますでしょうか。

〇〇委員  
事務局

学校での手話の教室ですが、教室は城西小学校と塩屋小学校の2校でしょうか。小学校は全校です。

〇〇委員

教室も普通の教室と違う音が入らないのが必要と聞いたことがあるんですが、実は先日聴覚障がいのある子どもの親から相談受けまして、区域が城西小学校だったので、城西小学校に行けなくて、塩屋小学校もしくは聴覚障がいの学校に行ってくださいと言われたとのことで、その時に教育事務長、教育長とお話をしたのですが、城西小学校と相談してみますということで、地域は地域で育てるという方針だったので確認したところ、教室も特別な教室と特別な先生が必要とお聞きしたのですが、こういう条例ができることによって、そのような各小学校等に配置等できるのでしょうか。

事務局

条例ができることで、そのような配慮に努めますが、あとは財政処置というところで、庁内のほうで検討していく必要があるかと思っております。

議長

今の配慮の部分で城西小学校での特別ものはありますでしょうか。

〇〇委員

難聴学級というのは、防音の設備がないといけないということで、難聴の子に対しては防音の設備を整えた上での教室が必要だということで、難聴教室というものの整備しないといけないということです。難聴の子のための教室が設置されているところが今のところ、塩屋小学校と城西小学校ということで突然すぐに作るという

のはいかないということです。言語条例ということで、手話ができる方を配置できるかということにつきましては、県ではなく、市のほうで、手話をできる方を配置するかというところは市の財政上の問題だということになっています。

〇〇委員 難聴のそういう教室というのは、各小学校に該当の方がいたらすぐにも設置するということでしょうか。

事務局 すぐには設置できませんが、県とやり取りしながら、できるだけその方が地域の学校に学べるように取り組みます。

議長 その他にありますでしょうか。

〇〇委員 聴覚障がい者の実数というのは把握されておりますでしょうか。

事務局 聴覚のお手帳をお持ちの方は、平成 29 年 3 月末現在で 162 名、実際に手話をお使いになられている方は 15 名程度という形になっております。

議長 その他にありますでしょうか。

それではないようでしたら、手話言語条例(案)つきまして、条例制定につきまして進めていくということで、ご意見ございませんか。

《異議なし》

議長 ご異議なしということで、本協議事項については承認することといたします。

本日、ご覧いただいて、すぐにご意見も頂戴しにくいかと思しますので、何かご意見ありましたら、12 月 11 日（月）までに事務局までお願いします。

次に、赤穂市ヘルプカードについて事務局よりご説明をお願いします。

事務局 続きまして、それでは、資料 2 を元にご説明させていただきます。赤穂市のヘルプカードについてですが、赤穂市では、ヘルプカードを作成しまして、今後、市民の方に周知していこうという方向で考えております。資料 2 の経緯のところを見ていただきたいのですが、ヘルプカードというものは、難病や内部障がいなど、外見からは分からなくても支援や配慮を必要としている方が身につけ、ご提示するというので、困っていることを周りの方に理解してもらうためのものということで 2012 年に東京都が導入した以降、兵庫県内でも 5 つの自治体で導入されております。今回、東京オリンピックが開催されることもありまして、ヘルプマークを JIS 規格のほうに加えて、全国的に普及をしていくことが予想されます。

ヘルプマークというマークが付いたヘルプカード、プラスとハートマークというのがヘルプマーク、そのマークが付いたヘルプカードというのは、緊急連絡先や障がいの特性、支援方法が記載されているカードということで、支援や手助けが必要な方と手助けする方をつなぐ役割を果たすといった機能があります。ヘルプカードは日常生活や災害時に困ったとき、特に外見にわかりづらい障がいの場合、ご自身でコミュニケーションが取りづらい方の手助けをする際は有効な手段だと考えて

おりますので、本市においても、平成 30 年 1 月からの運用を開始したいということで準備を進めているところです。

2 番の県内の導入状況ということで、平成 29 年 6 月現在の状況ですが、県内では 5 つの自治体が導入しておりまして、近隣ではお隣の相生市のほうが、平成 30 年 1 月同時期より導入する予定と聞いております。

3 番、想定する利用対象者ということで、どこの自治体も同じですが、特に限定するということではなく、支援や配慮、手助けが必要な方はどなたでも利用可能という形にしたいと考えております。具体的には、障がいのある方や高齢者、妊婦、一定期間支援や配慮が必要な方、その他支援や配慮が必要な方ということで、基本的にはどなたでも配慮が必要である方は利用可能という形を取りたいと思っております。

裏面の意見聴取ということで、本日、協議会においてご説明をさせていただいて、後日意見を頂戴できたらと思っていることと、事前に赤穂市の身体障害者相談員、知的障害者相談員、兵庫県の精神障害者相談員等に意見を求めています。明日を締め切りに意見をいただく形で進めております。現在、寄せられている意見としましては、実際にこのカードが周囲の方に理解をしてもらえるのかが大事ではないかという意見がありまして、まさにその通りの意見でして、いかに周知して、活用できるか周知にかかっておりますので、そういったことは取り組んでいきたいと思えます。また、透析患者の場合、透析条件などが記入できるようにしてほしいという意見がありました。具体的に透析条件というのは、大事なことだと思いますが、ヘルプカードそのものは、特定の障がいに特化したということではなく、どなたでもご自由にとって使ってくださいという形を取りますので、そういった個別の障がいについてはシールを作って貼るなど、別途検討したいと考えております。

カードを見ていただきたいのですが、資料の下の部分を切り取って使っていただくような形をとっているのですが、表面があなたの支援が必要ですとなり、そもそも支援というのが、我々が通常使っている言葉なのですが、分かりづらい方もいらっしゃるのではないかという意見もございました。例えば、あなたの助けが必要ですか、あなたの手助けが必要ですよといった表現がいいのではないかという意見もありました。あとは、単純に市のマークや市のゆるキャラが入っており、情報が多いことや、周知していくことが重要であるためホームページの広報だけでは行き届かないというところもあるので、コンビニに置かせていただくなど、広く周知していく必要があるというような意見があがっております。

次に、運用までの今後の流れということで、本日、協議会のほうでご説明をさせていただきました。明日までに、先ほどの方々に意見を求めています、協議会

の方では、4日を締め切りに何か意見をいただきまして、7日の民生委員の定例会で案として資料を元に説明をさせていただき予定でございます。また、年内には、関係機関や障害福祉サービスの事業所等にメールで周知をしまして、1月4日に広報とホームページと同時に運用開始、職員にも庁内広報を通じまして周知を図りたいと考えております。

配布、設置場所ですが、市役所の社会福祉課、エントランス、市民課前であるとか市民会館、公民館、福社会館等のセンターであるとか、事業所の方などにお願いしておかせていただきたいと考えております。また、本市のホームページからでもダウンロードできるようなことを考えております。

課題ということで、マークを広く知ってもらわなければならないということで、いろいろ工夫をしましてマークを広く市民に周知して、浸透させていきたいと考えております。

ヘルプマークカードについての説明は以上になります。

議長

ありがとうございました。

先ほど、赤穂市ヘルプカードの作成につきましてご質問がありました。何かご質問はありますでしょうか。ご意見でも結構です。

〇〇委員

ヘルプカードは、当事者の親からもありがたいカードという声もありまして、病院へ行った時に、子どもが自分は障がいを持っているということを認知していないこともあるわけで、その時に病院の窓口で障がいがあつて配慮をお願いしますというのを窓口で言うのは辛かったりするので診察券と一緒に出して病院がそれを読んでくださるといろいろ言わなくてよくてありがたいという声を聞いております。ですので、病院にも周知をお願いしたいということと、このヘルプカードをホームページからプリントアウトするというので、紙で印刷しますが紙だとよれよれになります。これをどのようにして赤穂市としてはどのように出されるのか、カバーとかケースがあつたほうがいいのかと思います。

周知するのに病院とか他にもいろいろと言っていたので病院には特にありがたいと保護者たちも言っておりますので周知していただきたいなと思ひました。

ヘルプカードに「障害者手帳等の種別」という欄がありますが、障がい者のみではなく妊婦とかどなたでもということで、ここはいるのかなど。他の手帳もありますし、妊婦ということもあるので私の状態のところを広くしていただいたほうがいいのかと思います。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。

確かに手帳の種別というのは特定の情報になってきますし、それを示したからと

いうところもありますので検討していきます。

病院等の周知ですが、病院の職員等が理解していなかったら意味がないというところもありますので周知に努めていきたいと思えます。

カバーですが、窓口等で配る際は厚紙で配ろうとしておりますが、それを市販のストラップ等に入れていただければと考えておりますが、ホームページで出されたりする方は普通の紙でということになりますので今後運用しながらそのあたりを考えていきたいと思っております。

〇〇委員 病院関係者として、懸念していることはですね、個人情報の問題です。出していただくことはいいのですが、例えばこれを漏らしてしまうと罰せられるなどの裏付けが必要かと思えます。もちろん病院の方では、個人情報につきましては事務員等も看護師も徹底できていますが、助けたい時や助けてもらいたい時に提示してしまいますと、例えばコンビニの店員さんに助けてほしいといってもそれを徹底できないと思えます。障がい者であることを広げすぎると不特定多数にどんどん使ってしまうとどうなるのかという懸念があります。他市も条例化されて、広がっていくのはいいのですが、今後広げていくことで問題が出てくるのではと心配です。

あくまでも、赤穂市内のものですよね。赤穂市の方が他市で倒れましたがこれは通用しません。その辺のところ、あくまでも赤穂市内のことなのでその辺のところも我々も初めて聞いて地域の範囲とか利用が便利になるほど問題もでてくるので、逆に使いすぎると個人情報が漏れてしまうということもありますので慎重に考えてもいいかと思えます。

発行するときに誰が説明するかをいうことも大事になってきますので、これを広げるときには注意が必要かと思えます。

事務局 ご意見ありがとうございます。

概ね、障がいのある方、保護者含めて、好意的には受け止めていただいておりますので、できればヘルプカードを進めていきたいと思えます。ただ個人情報が明記されておりますのでこの辺りは紛失等、気を付けていただくことになろうかと思えます。

〇〇委員 あくまで、利用者の自己責任になりますよね。

その辺を明確にしないと、情報が漏れてしまったときに市の責任はどうかといわれても困りますので。

事務局 裏面に気を付けてほしいということで、重要な個人情報を含んでいますので注意してくださいというところを加えさせていただきたいと思えます。あくまで、個人の責任で運用してさせていただきたいと思えます。ただ、病院等でそれがすぐに理解されることで使い勝手がよくなるということもありますので、できるだけこのカード

がいろいろなところで使えるように広めていきたいと思っております。

議長

〇〇委員の意見もありますが、平成 30 年 1 月からの運用開始ということですが、あまにも早いような感じがしますし、もう少し検討期間をおいたほうがいいのではないかと思います。

これは、いつから意見徴収や検討はしていますでしょうか。

事務局

11 月に入ってからです。

議長

相生市の 1 月導入に合わせた形のような気がしますので、もう少し意見を聞いて十分な準備されたほうがいろんな意味でいいのではないかと思います。他にありますでしょうか。

〇〇委員

例えば、自己責任の明記や使い方を間違えるとクレームもくるのではないのでしょうか。その時の、法的な裏付けとか、その辺の自己責任はどうなのでしょう。あまり露骨に書いてしまうと使われなくなってしまいますので、その辺が難しいのですが。私は病院管理者なので、障がいのある当事者とか、ご家族はどう思われているのでしょうか。

事務局

1 月からということで考えておりますが、いろいろな意見もいただいておりますので、先進市の事例を見ますと主だった問題が起きていないと聞いておりますので、当事者の方のご意見があればお聞かせいただきたいのですが。

〇〇委員

私のところは知的障がいですが、子どものしぐさをみておりますと、親のほうがかばうために過度になっていると自分自身を含めてそう思います。今、個人的なことですが、赤穂市のインターネット協議会でパソコンの学習を月 2 回しております。その時に、子どもが一緒についてきます。パソコンのほうで 3 時間くらいやるのですが、子どもは、最近ではボランティア協会の方に声をかけてもらい、私がパソコンをしているときに、子どもが卓球しており、子どもというのは他人の方から誘われると意外と素直に入っているのではないかと思います。ですので、親のほうがあんまり個人情報と言ってしまうと、子どもにこういう可能性があるのに親が関わりを切るようなことをしてしまうと、子どもが伸びていけないという気がします。最終的には、実施していろいろな問題が出てくるとは思いますけども、あまり過度に考えずに、まず実施してみるという方向で考えてみてはいいと私は思います。

議長

ありがとうございました。

その他、意見ありますでしょうか。

〇〇委員

私の状態という部分ですが、障がい名や病名を書くということになっておりますが、これのチェック機能はどうなっているのでしょうか。勝手に自分で書いていいということでしょうか。

事実と違うことを書いてもだれもチェックできないということですよ。

事務局 ここもご自分で書いていただく形になっておりますので、第三者がここに書いてくださいということはございません。

〇〇委員 悪意に利用されることもあるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局 このヘルプカードにつきまして、悪用されることを想定したほうがいいのかもありませんが、現段階ではこれを使っていただいて、皆さんの手助けをいただくという目的となっておりますので、悪用のことを考えますとこのカードを使うことが難しくなるのではないかと考えております。

議長 他にありますでしょうか。

〇〇委員 これは、災害の時に家族とはぐれてしまったときということが最初だったと思っているのですが、家族の連絡を取りたい時のために住所とか名前とかも入っているのかなと思うのですが。いろいろな場面に使えるという発想から思っていたのですが、使う人側の個人情報だから載せる内容も使う人たちが確認をしながらというか、例えば、住所は書かないとか障がいの内容も必要なことを判断して書かないといけないと思いました。個人情報のなところも使う側が責任をもって管理しないといけないと思いました。

議長 他にありますでしょうか。

いろいろ意見はありますが、ヘルプカードを作ることに对您ご意見ございませんか。

それでは、ヘルプカードを作成することについて承認することにさせていただきます。

特別何かご意見があれば12月4日（月）までに事務局までお願いします。

次に協議事項(3)①赤穂市障がい者福祉長期計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、障がい者福祉長期計画に対しての修正事項等のご説明をさせていただきます。まずは、事前配布資料1、資料2をご覧ください。

事前配布資料1につきましては、11月7日前回の協議会の当日配布させていただいたものに関して、当日第3回協議会での修正事項、その後の委員からの意見の修正事項、その後の事務局による修正箇所等の一覧が事前配布の資料1になります。それらを反映したものが事前配布版の計画案で、青い背表紙のものがそれらを反映したものになります、そちらを説明させていただきます。

No.1では、法令や固有名詞などを除いて、「障害」を「障がい」と表記しますとすることで、これは、今回の計画の全般的な話としまして、障害の「害」を固有名詞や法令などを除きまして、ひらがなの「がい」と統一していくという修正をしてお

ります。

No, 2 では、目次のページ番号を削除いたしました。

No, 3 では、目次の第 1 編第 1 章 4 計画の策定体制（策定プロセス）(2) 計画の評価・検証を追加しました。

No, 4 では、目次の資料編から「第 6 章」の表記を削除し、「5.用語解説」を追記します。

No, 5 では、目次の統計データ等で示す割合（パーセント）の合計が 100%にならないことの注釈等を追記しました。

No, 6 では、P5 のアンケート調査の表の中で、「調査の種類と対象者」の①18 歳以上調査②18 歳未満調査の順番を「配布・回収数」の表に合わせ、入れ替えました。

No, 7 では、P5 の①18 歳未満調査の説明文の中で障害福祉サービス等を利用している人を障害福祉サービス等の受給者証を所持している人の表記を修正しました。

No, 8 では、P13 の (3) の特定疾患医療受給者数を「特定医療費（指定難病）受給者」数に修正しました。

No, 9 では、P17 の (4) の注釈ですが平成 27 年度「見込み」を「見込み値」に修正しました。

No, 10 では、P28 の「市民の理解が深まったか」のグラフで、過去の調査との比較のグラフが異なるので、障がいのある人に対する市民の理解が「深まったと思う」と答えた人のグラフに差し替えを行いました。

No, 11 では、P29 の「差別や偏見の有無」のグラフに対する過去の調査との比較がないので、追加しました。

No, 12 では、P32 の②個別の大会名に限定した表記を「各種スポーツ大会等」という表現にしております。

No, 13 では、P35 の障がいの人を障がいのある人という表記にしております。

No, 14 では、P41 の 8 番目の項目で障害者支援事業所を障害福祉サービス等事業所に表記を改めております。

No, 15 では、P51 の「就労形態別平均月収」グラフの円の表示が 5,000 未満と 5 千円未満と混在しておりましたので統一しました。

No, 16 では、P55 本文の 5 行目の障がいの人を障がいのある人という表記にしております。

No, 17 では、同じく P55 の障害の種類に応じた診療科目を障害の種類に応じた診療科目に修正をいたしました。

No, 18 では、「赤穂市民病院」の表記を市民病院という表現に統一しています。

No, 19 では、P61 の⑧「障害者自立支援協議会」を「自立支援協議会」という表現

に統一しています。

NO, 20 では、P65 の「取組んで」の「り」が抜けておりましたので修正させていただきました。

NO, 21 では、P81 の 1. 表中、入所者削減目標数の 2 人というのを 3 人に改めさせていただきます。

No, 23 では、P83 の 6. 市から障害者就労施設等への優先発注の促進の項目を入れていなかったのですが、前回の計画からもある項目で、市の総合戦略の指定事業でもありますので、優先調達促進の項目を追加しまして、平成 32 年度の目標を 12 件 165 万円という設定にしております。また、同ページの中程の表の中に「自立支援協議会部会」と表記していたところを「自立支援協議会子ども部会」といった表現に改めております。

No, 24 では、P84 の訪問系サービスの本文中に、平成 29 年度 1,668 時間、77 人を 1,665 時間、78 人に改めさせていただきました。

No, 25 では、P89 の(4)就労移行支援の四角の中で「適正」の文字を「適性」に修正させていただきました。

No, 26 では、P89 の(4)就労移行支援の利用見込人数 7 人を見込むということだったので、9 人というところで数字の方を改めさせていただきます。

No, 27 では、P95 の(2)地域移行支援というところになります。前の計画 P85 の目標数値として、地域生活移行目標者数を 6 人と計上してあるので、0 人では適切とは言えないと思いますというところで H30～H32 の目標数については、6 人となるような数値の計上をお願いしますという意見でした。事務局の考え方としましては、現在、個別給付である本サービスを利用せず、病院や施設の退院支援等によりグループホームや在宅へ移行している実情があることから、P87 の「地域生活移行者目標数」の 6 人と、「地域移行支援」の利用者はリンクしておりません。ただ、更なる地域移行の促進を図る観点から、数値目標等を修正しております。近年利用実績がないサービスであることから、第 5 期計画においては利用を見込まないものとし、ますが、希望があった際は、サービス提供事業所と連携し柔軟に対応しますという表現で平成 30 年度から平成 32 年度まで 0 という数字をあげておりましたが、修正後ということで、近年利用実績はありませんが、地域移行を促進するため、希望があった際はサービス提供事業所と連携し、必要な支援を行いますということで、平成 30 年度から 1 名という数字で目標を設定しました。

No, 28 では P95 の(3)地域定着支援で、修正後としましては、市内にサービス提供事業所がないこともあり利用実績はありませんが、地域での生活を定着させるため、地域生活支援拠点等の整備とあわせて検討していきますという本文に改めまし

て、平成 31 年度と平成 32 年度を 0 名としていたところを 1 名に目標を再設定しております。

No, 29 では、P104 の日常生活用具給付数の内訳に相違がありましたので修正します。

続きまして、本日配布をさせていただきました。資料 3-1 と黄緑色の背表紙の 3-2 の資料をご覧ください。

前回、先程説明させていただいた、事前配布版から委員の事前ご意見、各担当課にも最終のチェックということで、合わせて事務局の方での修正箇所を本日配布させていただきました黄緑色の計画案となります。こちらも該当ページのほうのご説明をさせていただきます。

No, 1 では、P1 の本文の一行目の「契機として」を「契機に」を改めさせていただきます。

No, 2 では、P19 の基幹相談支援センター設置の有無の表の中が平成 28 年度未実施・平成 29 年度実施を平成 28 年度未設置・平成 29 年度設置と改めております。

No, 3 では、P23 の本文で「実現に取り組んでいきます。」を「実現に向けて取り組んでいきます。」に改めさせていただきます。

No, 4 では、P24 の基本目標の本文で「障がいのある人本人の自己実現と」を「障がいのある人の自己実現と」という表現に改めさせています。

No, 5 では、P28 以降のグラフに関わる場所ですが、表の年齢別、障がい別（18 歳以上）ヨコ表示のものを今後、年齢別、障がい別（18 歳以上）タテ表示に調整させていただきます。

No, 6 では、P30 以降の施策の表になりますが、施策項目や担当課名等が途中で改行になっているところを修正し、最終的に調整させていただきます。

No, 7 では、P34 の⑥の中に「赤穂学の開講」といった文章が出てきています。「開講ということは障がい者自立支援についての講義が新たに追加されることなのではないでしょうか。「赤穂学」は関西福祉大学のカリキュラムの 1 つなので一般の人はほとんど知らないと思います。「赤穂学」について注釈をつけるか、あるいは削除した方がいいと思います。」というご意見をいただいております。こちらの考え方といたしましては、赤穂学において、障がい分野の講義が新たに追加されるという意味ではありません。ご指摘のとおり、知らない方も多いかと思いますので、「赤穂学」の用語解説を P112 のところで「赤穂市と連携を図り、「地域を知る」「地域の価値を尊重する」「地域の課題を知る」「地域創生を考える」の 4 本柱で行う関西福祉大学の講義。」と用語解説を載せさせていただこうと考えております。

No, 8 では、P41 の⑥の「引きこもりのケース対応にあたっては、生活困窮者自立

支援制度との連携をはじめ、こどものケース対応は子育て健康課や学校等各機関との連携を図ります。」を「引きこもりのケースでは、基幹相談支援センターや生活困窮者自立支援相談員が連携して対応するとともに、子どもに関する相談のケースでは、家庭児童相談員や学校等各機関が連携し、課題の解決を図ります。」といった、具体的な表現に直させていただいて、担当課のところに子育て健康課を入れております。

No, 9 では、P45 の②で、「引続き」を「引き続き」に変えております。

No, 10 では、P46 の一般就労に向けた支援の所で、委員から特別支援学校卒業後、一般就労できない方は就労移行支援事業所や高等技術専門学院よりも A・B 型事業所を利用され、一旦利用すると一般就労への意欲が低くなると感じています。近年、移行の利用が増えているのは精神・発達障がいの方で知的障がいの方とで違う訓練プログラムが必要になってきます。市内でその需要がまかないきれおらず、利用が可能な事業所は姫路駅周辺にありますが、交通費が必要になります。宍粟市や佐用町のように交通費の補助（訓練手当として）をしてもらえれば利用者が増え、一般就労される方も増えると考えます。といったご意見でした。事務局としては、市内の就労移行支援事業所の現状を確認し、需要が賅いきれないような状況であれば、他市の制度を調査研究し、自立支援協議会しごと部会等で協議する必要があるかと思えます。まずは、現状の確認をすべきだと思っております。併せて、予算の確保が必要となる個別具体的な施策であることから、「交通費の補助」については明文化いたしません。P46 の一番下のところに下線を引いているのですが、就労系サービス事業者などと連携し、一般就労の促進に向けた相談、訓練、就労後のフォローアップ等の充実に取り組みます。といった表現もさせていただいておりますので、その中で、調査検討をしていきたいと思えます。

No, 11 では、P50 の表の中の文言の体裁を整えたいと思えます。

No, 12 では、P55 の(2)の本文中に「脳性麻痺の患者等」を「脳性麻痺等の患者様」に改めさせていただきたいと思えます。

No, 13 では、P57 の①の「医療助成事業」を「医療費助成事業」に改めさせていただいております。

No, 14 では、P57 の③と P60 の⑤の「患者に対して」を「患者様に対して」に改めさせていただいております。

No, 15 では、P65②③④の施策の中で「学校・園・所」を「学校園所」に修正をいたしました。

No, 16 では、P73(1)②で「円滑な投票ができるよう」を「円滑に投票できるよう」に変えさせていただいております。

No, 17 では、P82 の 4①で「一般就労への移行すること」を「一般就労へ移行すること」と改めさせていただいております。

No, 18 では、P83 の表中の中で「保健、医療、障害福祉」を「保健、医療、障がい福祉」に直させていただいております。ただ、前段の本文は国の基本指針の中での表現となりますので、漢字表記とさせていただいております。

No, 19 では、P89(4)の「65 未満の」を「65 歳未満の」と修正しております。

No, 20 では、P103 の 6 で「平成 30 年度より、手話言語条例（仮称）を制定し、意思疎通支援事業のさらなる充実を図るとともに、聴覚障がいのある人や手話への理解を深めていきます。」を追加しております。

前回の協議会以降の修正や事前のご意見を反映した計画案の説明は以上になります。

事務局 先ほどの、手話言語条例の P103 の意思疎通支援事業の中で、手話言語の理解を深めていきますということで、記載をさせていただいておりますが、事務局といたしましては、施策の推進方向の中で、具体的に障害に対する理解の促進の中で一つ明記をしていきたいと考えております。ここでは、記載しておりませんが、その辺も含めて考えていただければと思います。

議長 障がい者福祉長期計画案につきまして、前回の資料、今日配布の資料につきまして、修正等の説明を行いました。ご質問ご意見のほうありますでしょうか。

〇〇委員 資料 3-1 の P3、No, 10 の委員のご意見ということで就労移行支援事業所への交通費の話がありますが、佐用町、宍粟市はそういう施設も全くないということで、そういうところは有望されているかと思えます。ただ、私の考え方としましては、A、B を利用したら就労意欲が落ちているとはとても思いません。むしろ、そこでワンステップして自信をつけていただいて、もっていくのが A、B の仕事だと思っています。ですから、私も就労移行やっておりますが、一番感じるのは医療機関とのタイアップが絶対必要になります、就労移行に行ったとしても戻ってしまうということが非常に多いのですね。やはり、どんどんそこに行かしたらいいというのは、非常に危険だと思います。病状などを医療機関に反映してもらい、話し合っていないと、ただ、姫路の施設に行かせればいいというのは当てはまらないと思います。

議長 ありがとうございます。

他に、計画案についてご意見ありますでしょうか。

事務局 患者様という表現をさせていただいておりますが、全体的に様という表現は違和感があるように感じるのですが、皆様からなにかご意見がございましたら、おっしゃっていただきたいと思えます。

議長 市民病院の患者様の表現について、どうでしょうか。

市民病院は患者様と使っているようですが、一般的にはそこまで様を使うのはないですし、そこだけ違和感をもっているようですけども、所管からはそういうご意見ですので、以下の計画素案ではそのようにしておりますが、いかがでしょうか。

〇〇委員 利用者とかでいいのではないのでしょうか。入れなくていいと思います。

議長 他はいかがでしょうか。

〇〇委員 県の計画はどのような表記でしょうか。県と同じ表記でいいかと思います。

事務局 確認を含めまして、事務局の方でお任せいただくようお願いしたいと思っております。

議長 それでよろしいでしょうか。

それではお任せしたいと思います。

それ以外で何かありますでしょうか。

今回でパブリックコメントに実施での素案にありますので何かありますでしょうか。

〇〇委員 今更ですが、P28、P29 のこの中で私どもが関係あるところ、横のグラフの知的、発達障がいというのが180名で、その中で「不明・無回答」というのが43.9%で、なぜこの数字が出たのかなと考えてみたんですけど、答えが出なく、その答えで「深まったと思う」「深まったと思わない」「不明・無回答」の中に「どちらでも」と項目を入れたとしたらどうなるのでしょうか。43.9%は極端にいうと半分が無回答のアンケートっていうのは、特異な気がします。

コンサル こちらの不明・無回答につきまして、今回のアンケートは「深まったと思う」、「やや深まったと思う」、「やや深まっていない」、「深まっていない」という選択肢ということで、アンケートのやり方として「どちらとも言えない」という選択肢を設けて5段階評価の形でやるケースもあるのですが、そうするとどちらでもないという回答が非常に増えてしまい、全体的に進んでいるのかわからない状況になるので、今回は前回との比較というところもあり、こういう選択肢をさせていただいております。ですので、この回答の中身としましては、どちらともいえないという回答と本当にわからないが集まって43%くらいになっているかと推定されます。もし、この中身を言及するのであれば、当事者の方にどう思われるのかなどの別調査が必要になるかと思えます。

〇〇委員 単純にこのグラフを見たら、関心がないのかと見えますし、中には中間的なものが含まれているということを知れば、理解はできるのですが、これだけをみると無関心だなと思ってしまいそうで質問させていただきました。

議長 ありがとうございます。

他に何かございますか。

〇〇委員 素案が出来上がったということで、見てみたら良くなっていくのだなという感じはあるのですが、赤穂市は本当に資源が多く、関西福祉大学、医療法人も2つの大きなものがありますし、特別支援学校、特別支援学校など、大きな事業をされており、大変恵まれていると思います。ただ、今回の福祉計画の中で、アンケートのなかでは、こういうことが足りなくて、こういうことがほしいなどの結果を合わせて見ますと足りないところがたくさんあり、それに対してどうしていくのかということと、実際事業されている内容を充実させていただきたいということと、人材育成や資格を持った人がいないなど、そういったことで次の事業を拓げにくいという声も事業所のアンケートのほうで出てたと思いますが、それを含めまして、人材の育成というところに力を入れていただきたいと思います。あとは、今は横のネットワークができてきたと思いますが、自立支援協議会の中でもリーダーシップを取れる方の養成に力を入れていただかないとせっかくの計画が伴っていかないのではないかなと思いました。本当に、その事業所はどういうことをしているのかという中で、ここここが事業をしてるからそこにお任せしているのですというわけじゃなくて、その事業所に実際利用してなかったりすることが多いので、もっとそういうところの当事者や親、団体などに周知をしていただきたいと思います。

議長 他にありますでしょうか。

〇〇委員 育成会で音楽療法をやっているのですが、第3土曜日という一年間の計画を決めてやっております。その中で、音楽療法を見ていますと、高齢社会になっていきますが、そちらのほうでも音楽療法といのは盛んに行われており、音楽はいいんだなと感じております。親と子の関係では、親が何々しなさいという言い方で半分押しえつけのようなことをしていますが、子どもは子どもで遊んでいるところを見ると最初は大変です。走ったり、全然話も聞いていないということもありますけども、特に小学校の上がりたてや幼稚園とかは友達を通じて、協調性がものすごくついてきます。ですから兄弟とは違う、何かがあるんだろうなと感じておりますので、学校のいろいろな行事のなかで手話などの行事をやるようですが、できれば赤穂市主催の音楽療法の講演を年に1回か2回やってもらい音楽療法がいいんだということを長年続けていけるような形で教育の一環としてやっていただきたいですし、検討していただきたいなと思います。

議長 ありがとうございます。

〇〇委員、何かございますでしょうか。

〇〇委員 P101の「(1) 障害者相談支援事業」の実施個所数1件というのは、赤穂市のことでしょうか。

先ほど、〇〇委員が言われた人材育成は大変大切な視点だと思いますが、この計画の中で人材育成にかかるところはどこかで述べられているのでしょうか。

事務局 計画の P34 の「福祉の担い手の育成」の中の「⑨事業所における福祉人材の確保」といったところで、福祉人材確保に向けた相談や説明会、スキルアップに向けた講座などに関する情報を定期的に収集して、発信に努めるということで似たような形で福祉人材の確保という項目がございます。

〇〇委員 情報の受発信というのが主に書かれているということでしょうか。

事務局 そうです。情報発信ということで、きちんと流すというところをやっていくということです。

〇〇委員 事業の中で言われていることで、地域生活支援拠点の中に人材育成という機能が求められていたり、基幹相談支援センターの中でも人材育成と役割としてはあったかなと思うのですが、その辺のことを明記するかしないかを検討していただけたらと思いました。

事務局 今回の協議会につきましては、パブリックコメント前の最終的な段階と考えておりまして、今ここでこの部分の明記となりますと他の委員のお手間もとらせることとなりますので、今の時点で記載するという事は考えておりませんが、委員がおっしゃる通り、その辺のことにつきましては、地域活動支援センターの事業なり、基幹相談支援センターの事業の中でしっかりと取り組みたいと思います。

議長 その他にございますでしょうか。

ご異議なしということで、本協議事項については承認することといたします。

なお、次に説明がありますが、パブリックコメント実施にあたり、軽微な修正等があれば、事務局に一任ということでお願いします。

事務局 それでは、資料 3-3 をご覧ください。

赤穂市障がい者福祉長期計画(案)についての意見の募集ということで12月8日号の広報あこうと赤穂市のホームページの方で掲載させていただきます。パブリックコメントは、12月15日から1月15日までで、市のホームページ、社会福祉課、市内の公民館のほうで供覧ができるようにいたします。提出の方法は、郵便、FAX、メールのいずれかで、提出できるひとは、市内に在住、在勤、在学の方、ご意見いただきました検討結果は、ホームページや社会福祉課、公民館などで供覧できるようにいたします。提出先の方は、赤穂市になるのですが、ただ市内で3つ計画を策定しておりまして、障がい福祉計画、介護保険の計画、健康増進計画の3つの計画を同時にパブリックコメントの募集をする形態をとっております。

議長 以上、事務局からの説明が終わりましたが、このことについて質問等ございましたらお願いします。

ご異議なしということで、こういう形で実施していきたいと思います。

議長

以上で協議事項については終了いたしました。全体としまして何かございますでしょうか。

無いようでしたら、これで本日の議題は全て終了しました。

最後に事務局から連絡事項等ありますか。

事務局

次回の協議会の日程ですが、2月7日（水）午後1時30分から、場所は本日と同じ204会議室を予定しております。後日ご案内を送付させていただきます。

先ほど説明させていただいたように、12月15日から1月15日までパブリックコメントを実施します。そこで意見等があれば、事務局で考え方をまとめ、次回協議会開催までに事前送付できればと考えております。

事務局からは以上です。

議長

それでは、これをもちまして平成29年度第4回赤穂市障害者自立支援協議会を閉じさせていただきます。

本日は大変お疲れ様でした。